

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
一般社団法人全国農業会議所会長

） 殿

(農林水産省) 農村振興局長

再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度
の適正かつ円滑な運用のための関係通知の整備について

第203回臨時国会における総理所信表明演説においては、2050年カーボンニュートラル社会の実現が宣言されるとともに、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めること等が表明され、政府として再生可能エネルギーの導入を一層促進することとされたところである。

この方針を踏まえ、内閣府において、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が開催され、当該タスクフォースや国民一般・事業者等から、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、意見・要望等が寄せられたところである。

今般、これらの意見・要望等への対応として、下記のとおり、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用上の留意事項等について、関係通知を整備することとしたので、これら制度の一層の適正かつ円滑な運用をお願いする。

記

- 1 次の通知を別紙のとおり新規制定する。
再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について 別紙 1
- 2 次の通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。 別紙 2
支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）

- 再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について（令和3年3月31日付け2農振第3854号農林水産省農村振興局長通知）

第203回臨時国会における総理所信表明演説においては、2050年カーボンニュートラル社会の実現が宣言されるとともに、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めること等が表明され、政府として再生可能エネルギーの導入を一層促進することとされたところである。

この方針を踏まえ、内閣府において、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が開催され、当該タスクフォースや国民一般・事業者等から、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、意見・要望等が寄せられたところである。

今般、荒廃農地を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた基本的考え方及びこれらの意見・要望等に対する当局の考え方を下記のとおりお示しするので、再生可能エネルギーの導入に当たっては、これらに御留意の上、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の一層の適正かつ円滑な運用をお願いする。

記

1 荒廃農地を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた基本的考え方

国民への食料の安定供給のため、国内の農業生産の基盤である優良農地を確保していくことは、重要な課題である。

荒廃農地については、その解消が急務であり、再生利用及び発生防止の取組を進める一方、こうした取組によってもなお農業的な利用が見込まれないものも相当存在している。

他方、2050年カーボンニュートラル社会の実現も重要な課題であり、こうした農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用して再生可能エネルギーの導入を促進していくのが適当と考えられる。

都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、このような考え方を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の観点から、次に掲げる農地に該当するなど、耕作者の確保が見込まれない荒廃農地において、再生可能エネルギー設備の設置の積極的な促進が図られるよう努めるものとする。

- (1) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）が同法第8条第1項に規定する農地中間管理事業規程において定める同条第2項第2号に規定する基準に適合しないものとして借受けしなかった農地
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第34条の規定に基づく農業委員会によるあっせんその他農地の利用関係の調整を行ってもなお受け手を確保することができなかった農

地

- (3) 人・農地プラン（「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱」（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の「人・農地プラン」をいう。）において、当該申請に係る土地について、地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者に対し権利の移転又は設定を行うことが具体的に計画されていない農地

2 農業振興地域制度の運用上の留意事項

- (1) 農用地区域から除外して農山漁村再エネ法の設備整備区域に含める場合の手続の迅速化

意見等	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第2項第2号に掲げる区域（以下「設備整備区域」という。）に、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地も含まれるようにし、地域主導の再エネ導入を進めるべきではないか。
考え方	<p>「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン」（平成26年5月30日付け26食産第974号農林水産省食料産業局長等通知）第4の2の（2）の①のイにおいて、農用地区域内の農用地について、農振法第13条第2項各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、農用地区域から除外し、設備整備区域に含めることが可能となることもあるとされている。</p> <p>この場合において、農用地区域からの除外要件を満たすかどうかの判断は、設備整備区域を設定する際の農地転用の可否の判断と一体的に行い、迅速かつ効率的に処理することが適当であり、具体的な進め方については、4の「農用地区域からの除外と農地転用許可手続の迅速化」に準ずるものとする。</p>

- (2) 面積目標の取扱い

意見等	各都道府県において、確保すべき農用地等の面積の目標が設定されているが、市町村による農用地区域からの除外に係る都道府県への協議に際して、面積目標を理由に不同意にしているケースがあるのではないかと。都道府県の面積目標の設定は、必要なものなのか。

<p>考え方</p>	<p>農用地区域からの除外に係る都道府県の同意・不同意は、農用地区域からの除外要件等のほか、市町村農業振興地域整備計画と都道府県農業振興地域整備基本方針との整合などを総合的に勘案して判断されるものであり、都道府県が、面積目標のみを理由として不同意にしているとは考え難いところである。</p> <p>また、都道府県の面積目標は、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和2年12月8日変更・公表）に基づき、農業振興地域整備基本方針において設定するものであり、国と地方が一体となって農地の確保を図るための取組を推進する上で必要なものである。</p> <p>なお、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）の第8の1の(1)の規定のとおり、国が都道府県の面積目標の達成状況を評価する際には、面積目標と実績とを単純に比較することのみをもって行うのではなく、地方の実情を十分に踏まえるものとしているところである。</p>
------------	---

3 農地転用許可制度の運用上の留意事項

(1) 農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する際の取扱い

<p>意見等</p>	<p>農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合の取扱いを明確化すべきではないか。</p>
<p>考え方</p>	<p>農業用施設（農地法第43条第2項の規定に基づく農作物栽培高度化施設を除く。以下同じ。）の屋根や壁等に太陽光発電設備等を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いは、以下のとおりである。</p> <p>なお、これらは基本的な取扱いであり、実際には、事案ごとにその敷地が農地であるか否かや当該施設の主たる目的が農業であるか否か等に基づいて、農地法第4条第1項の都道府県知事又は指定市町村（同項に規定する指定市町村をいう。）の長（以下「都道府県知事等」という。）が総合的に判断することが適当である。また、農地に直接太陽光発電設備等を設置する行為は、農地転用に当たることから、以下の取扱いは適用しない。</p> <p>ア 農業用施設が設置されている土地が農地法上の農地以外の土地である場合において、当該農業用施設の屋根や壁等に太陽光発電設備等を設置する行為は、農地を農地以外のものにする行為に該当しないことから、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「転用許可」という。）の対象にはならない。</p> <p>イ 農業用施設が設置されている土地が農地法上の農地である場合（例</p>

	<p>例えば、温室等が設置されている場合であって、その敷地を耕作の目的に利用しているとき)において、当該農業用施設の屋根や壁等に太陽光発電設備等を設置する行為は、次のいずれかにより転用許可の要否を判断する。</p> <p>(ア) 当該温室等の支柱や骨組みの補強等をする場合であって、その補強等が太陽光発電設備等を設置するために行われるものと認められるときは、当該施設を支える支柱部分を農地として取り扱うことは適当でないことから、当該支柱部分について、転用許可を要する。</p> <p>(イ) (ア)の場合以外は、転用許可を要しない。</p> <p>ウ 農地に新たに農業用施設を設置する際に、その屋根や壁に太陽光発電設備等を設置する場合は、当該施設の構造や機能等からみて、当該施設が、仮に太陽光発電設備等が設置されない場合であっても農業用施設と認められるものである場合には、農業用施設と判断することができる。</p>
--	---

(2) 資力及び信用を証する書面の取扱い

意見等	<p>転用許可申請に当たり、事業者の残高証明や銀行の融資証明の提出が必要なケースがあるが、大規模な発電事業ではプロジェクトファイナンスによる資金調達をすることが多く、転用許可申請段階ではこのような資料を準備することが難しいため、転用許可申請時に資金の確実性を求める書類を廃止し、転用許可目的が達成されない場合は転用許可が無効となるようなルールを検討すべきではないか。</p>
考え方	<p>農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第4号又は第57条の4第2項第1号の規定により、申請書に資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を添付することが義務付けられている。</p> <p>この書面は、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の別紙1の第4の1の(1)のイの(カ)の規定のとおり、資力及び信用があることを客観的に判断することができるものであれば、金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面に限られるものではない。</p> <p>このため、融資証明書や残高証明書に限らず、都道府県知事等が資力及び信用があると判断できる書面を添付すればよく、例えば、申請者の財務諸表等と金融機関等が融資を検討していることが分かる書面（関心表明書等）とを照合し、資力及び信用があると都道府県知事等が判断できる場合には、このような書面を添付させることも可能である。</p>

	<p>この場合、転用事業の確実性を担保するため、融資等が決定した後に事業（農地等の権利の移転・設定等を含む。）に着手することを転用許可の条件とすることも可能である。</p>
--	--

(3) 撤去費用の取扱い

意見等	<p>再生可能エネルギー設備の設置を目的とした転用許可申請において、当該設備の廃止後の撤去経費をあらかじめ行政機関に納付させるような過度な干渉はやめるべきではないか。</p>
考え方	<p>農地転用許可制度においては、太陽光発電設備等の転用許可に際して、撤去費用をあらかじめ行政機関に納付させる仕組みはないことから、転用許可の条件としてこうした措置を求めることは適当でないことに留意すること。</p> <p>なお、営農型発電設備（「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知。以下「営農型通知」という。）の記の1の営農型発電設備をいう。以下同じ。）の一時転用許可の可否の判断においては、撤去費用の保有状況を確認することになるが、この場合において、行政機関にあらかじめ撤去費用を納付させるような取扱いは示していない。</p>

4 農用地区域からの除外と農地転用許可手続の迅速化

意見等	<p>転用許可手続に至る前に事前協議が求められており、市町村と都道府県の連絡調整に時間がかかっていることから、当該事前協議に処理期間の目途を定めるなど、透明化を高めるべきではないか。</p>
考え方	<p>農業振興地域整備計画の変更及び転用許可に係る手続の迅速化を促進するため、「農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について」（平成30年3月30日付け29農振第2589号農林水産省農村振興局長通知）を発出し、市町村、農業委員会及び都道府県に対し、農用地区域からの除外に係る希望を早期に把握すること、除外が可能か否かを速やかに判断すること、また、法定手続に先立って関係者と調整を了しておくこと等について、具体的な方法を例示しつつ、取組をお願いしているところである。</p> <p>また、同通知においては、</p> <p>① 都道府県は、農用地利用計画の策定又は変更に係る同意協議につい</p>

<p>て、事前調整も含めた標準的な処理期間を設定すること</p> <p>② ①を踏まえ、市町村は、農業振興地域整備計画の変更手続に要する期間について、市町村の広報誌やホームページへの掲載等により、広く周知すること</p> <p>についても要請しており、手続の透明化に向けた取組も推進している。</p>
--

5 営農型発電設備の取扱いの留意事項

(1) 申請に係る一時転用期間の取扱い

意見等	<p>営農型発電設備の一時転用期間（10年以内）について、金融機関等の融資の円滑化に向け、一時転用期間中の下部の農地の営農の状況等に問題がなければ、再許可による期間更新が可能であることを周知すべきではないか。</p>
考え方	<p>営農型発電設備の一時転用許可の期間が満了する場合の取扱いは、営農型通知の記の5において、①「一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。」及び②「なお、それまでの転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。」と規定している。</p> <p>①の規定は、一時転用許可は、本来再許可を前提としたものではないのが原則であるが、営農型発電設備については、特例的に再度一時転用許可を行うことが可能であることを明確にするために示しているものである。</p> <p>また、②の規定により、従前の転用期間において、下部の農地での営農に支障が生じた場合であっても、それがやむを得ない事情であれば、再度一時転用許可を行うことが可能となっているが、「やむを得ない事情」とは、例えば、台風等の自然災害に被災したことや農作業に従事する者の病気や死亡により労働力が不足したことにより、下部の農地における単収が減少した又は皆無となったこと等、社会通念上やむを得ないと認められるといった事情が考えられる。</p> <p>したがって、都道府県知事等及び農業委員会は、転用事業者や金融機関等から、一時転用期間の満了後の再度一時転用許可の可否について相談等があった際には、融資の円滑化の観点からこれらのことを十分説明するよう努めることが適当と考えられる。</p>

(2) 下部の農地で生産する農作物の取扱い

意見等	<p>ア 営農計画書（営農型通知の記の2の(1)のイの営農計画書をいう。以下同じ。）に、下部の農地で生産する農作物について、「牧草」と記載したところ、具体的な作物名を記載するよう根拠なく指導を受けたが、不適切ではないか。</p> <p>イ 民間側が作物銘柄を選定しているにもかかわらず、行政側が明確な理由もなく認めないのは不適切ではないか。</p> <p>ウ 営農計画書で複数の農作物で申請し、実際に栽培する際には、その農作物のいずれかを栽培する計画でも許可を可能とすべきではないか。</p>
考え方	<p>【上記ア及びイについて】</p> <p>営農型発電設備の下部の農地における農作物の制限はないことから、都道府県知事等は、営農計画書に農作物の品目や品種の具体的な記載を求める場合は、その理由を十分説明する必要がある。</p> <p>例えば、上記アのように、農作物が単に「牧草」と記載されていた場合には、牧草は、品種に応じて単収が様々であることから、地域の平均的な単収との比較が困難で、転用許可申請の適切な審査ができないと判断することもあり得ると考えられるが、その場合には、その旨を十分に申請者等に説明することが求められる。</p> <p>【上記ウについて】</p> <p>営農計画書にあらかじめ複数の農作物を記載して、営農者の判断で、その記載した農作物の中から作付けを行うことは可能である。</p> <p>この場合、都道府県知事等は、一時転用許可の可否の判断において、営農計画書に記載された農作物ごとに営農の適切な継続が確実と認められることを確認する必要がある。</p>

(3) 一時転用許可の可否の統一的な判断

意見等	<p>一時転用許可について、都道府県の審査基準が地域によって異なり、普及状況に濃淡がある。地域共通の基準で許可の可否を判断すべきではないか。また、添付書類や農業委員会の対応を統一化すべきではないか。</p>
考え方	<p>都道府県知事等は、一時転用許可事務について、営農型通知の取扱いに即して自ら基準を定めて運用することが望ましい。</p> <p>ア 一時転用許可の可否の判断</p> <p>都道府県知事等は、自ら定めた審査基準に即して、当該都道府県内</p>

	<p>で統一的に取り扱われるよう農業委員会に周知することが望ましい。</p> <p>また、一時転用許可の判断や事務処理について、地域ごとのばらつきは、できるだけ生じないことが望ましいことから、都道府県知事等は、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の実務担当者を、国が実施する農地転用許可制度等に係る研修会や国と地方の協議の場等に積極的に参加させるなどにより地域的なばらつきの解消に努めること。</p> <p>イ 申請書の添付書類の取扱い</p> <p>一時転用許可申請書の添付書類は、農地法施行規則で定められており、また、「農地法関係事務処理要領の制定について」において、具体的な取扱いを示しているところであるが、特に、「その他参考となるべき書類」については、許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でないこととしているところであり、都道府県知事等は、申請者に過分の負担を課すようなことがないよう努めること。</p> <p>ウ 農業委員会の対応</p> <p>都道府県知事等は、管内の農業委員会による相談対応や一時転用許可申請書の受付対応等について、農業委員会ごとに差異が生じないように、制度の周知や指導助言に努めること。</p>
--	--

(4) 下部の農地の所有権移転等の取扱い

意見等	<p>下部の農地の売買や貸借は、農地法第3条第1項の許可のみで可能とし、同法第5条の一時転用許可を不要とすること。また、「始末書」の提出を求められる。</p>
考え方	<p>下部の農地の耕作目的での所有権移転又は賃借権の設定等を行う場合には、農地法第3条第1項の許可を受けてこれを行うことができる。この場合、営農型発電設備の支柱部分の土地について、所有権移転又は賃借権の設定等を行うものでなければ、改めて同法第5条第1項の許可を受ける必要はないことに留意すること。</p> <p>また、営農型発電設備の一時転用許可申請書に始末書の添付を求めるような取扱いは示していない。</p> <p>なお、一時転用許可を受けて設置している営農型発電設備の支柱部分の土地について、所有権移転又は賃借権の設定等を行う場合には、同法第5条第1項の許可を受ける必要がある。</p>

6 農地に風力発電設備を設置する場合の留意事項

--	--

意見等	農地に農業と両立可能な風力発電設備を設置する場合は、営農型発電設備と同様のルール設定をすべきではないか。
考え方	<p>営農型発電設備は、太陽光発電設備に限っておらず、営農型通知の記の1の規定のとおり、農地に設置する支柱が簡易な構造で容易に撤去できるものであれば、風力発電設備も対象となる。</p> <p>なお、風力発電設備が営農型発電設備に該当するか否かの判断については、太陽光発電設備の支柱と同様に、当該風力発電設備の支柱の基礎の構造等からみて、簡易な構造で容易に撤去できるものであるか否かにより、事案ごとに判断する必要がある。</p> <p>また、農地に営農型発電設備以外の風力発電設備を設置する場合には、以下のように取り扱っているところであり、事業者から風力発電設備の設置に関する相談等があった際には、これらに留意して適切に対応する必要がある。</p> <p>ア 地方公共団体が風力発電設備を設置する場合は、原則転用許可は不要である。(農地法第4条第1項第2号及び第5条第1項第1号並びに農地法施行規則第29条第6号及び第53条第5号)</p> <p>イ 風力発電設備が、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第17号の規定による電気事業法(昭和39年法律第170号)の発電事業の用に供する電気工作物に該当する場合は、第1種農地であっても転用許可が可能である。(農地法施行規則第37条第1号)</p>

○支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一時転用許可の手続</p> <p>(1) 許可申請に要する書類 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの書類</p> <p><u>ア 下部の農地で栽培する農作物の収穫量及び品質に関するデータ(例えば、試験研究機関による調査結果等)</u></p> <p><u>イ 必要な知見を有する者(例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等)の意見書</u></p> <p><u>ウ 先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 農地転用許可権者の確認事項 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合の<u>いずれにも該当しないことをいう。</u>）が確実に認められること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（<u>荒廃農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。</u>）</p> <p><u>c 下部の農地の全部又は一部が法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合（荒廃農地を再生利用する場合に限る。）</u></p> <p><u>d (略)</u></p> <p>エ パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つ</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一時転用許可の手続</p> <p>(1) 許可申請に要する書類 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ（例えば、<u>試験研究機関による調査結果等</u>）、<u>必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書又は先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) 農地転用許可権者の確認事項 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合に<u>該当しないことをいう。</u>）が確実に認められること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少<u>している場合</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>c (略)</u></p> <p>エ パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つ</p>

ための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立って農作業を行うことができる高さ（最低地上高おおむね2メートル以上））を確保していると認められること。

ただし、農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、当該設備等の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備等の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高おおむね2メートルに達しなくても差し支えないこと。

オ～キ （略）

ク 当該申請に係る事業者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

(3) （略）

3 一時転用許可期間中の農作物の生産に係る状況の報告

(1) 営農型発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、下部の農地における農作物の生産に係る状況として、次に掲げる事項を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする（別紙様式例第4号）。

この場合において、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、農業委員会等）の確認を受けるものとする。

ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況。

イ （略）

(2) （略）

4 （略）

5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。

ための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立って農作業を行うことができる高さ（最低地上高おおむね2メートル以上））を確保していると認められること。

（新設）

オ～キ （略）

（新設）

(3) （略）

3 一時転用許可期間中の農作物の収量等の報告

(1) 営農型発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、下部の農地における農作物の生育に係る状況及び生産された農作物の収量等に係る状況を、翌年2月末日までに次に掲げる事項について農地転用許可権者に報告するものとする（別紙様式例第4号）。

この場合において、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、農業委員会等）の確認を受けるものとする。

ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の収量及び品質。

イ （略）

(2) （略）

4 （略）

5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。

この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

6 その他

(1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告する。

また、農業委員会は、荒廃農地を再生利用する場合であって、法第30条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第32条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認めるときは、速やかに農地転用許可権者に報告する。

(2)・(3) (略)

別表 (略)

この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

6 その他

(1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告する。

(新設)

(2)・(3) (略)

別表 (略)

(別紙様式例第1号)

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書 及び当該農地における営農への影響の見込み書

作成年月日 平成 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土地 所在・地番 _____

1. 営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要 (略)

2. 営農型発電設備を計画している農地の営農計画 (略)

3. 営農への影響の見込み

(1) (略)

(2) 効率的な農作業の実施

ア (略)

イ 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

(記載要領)

- ・ 営農型発電設備の支柱の高さ及び間隔、2の(4)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。

(新設)

- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(3) 下部の農地の単収

(新設)

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み (A/B × 100 (%))	地域の平均的な単収の根拠

(新設)

(記載要領)

(新設)

- ・ 「単収見込み」は、2の(2)の「第1年目」の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。なお、地域の平均的な単収が存在しない作物を生産する場合には、自然条件に類似性のある他地域の平均的な単収を記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

(新設)

(別紙様式例第1号)

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書 及び当該農地における営農への影響の見込み書

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書 及び当該農地における営農への影響の見込み書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
 住所 _____
設置者 氏名 _____
 住所 _____
土 地 所在・地番 _____

1. 営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要 (略)

2. 営農型発電設備を計画している農地の営農計画 (略)

3. 営農への影響の見込み

(1) (略)

(2) 効率的な農作業の実施

ア (略)

イ 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

(記載要領)

- ・ 営農型発電設備の支柱の高さ及び間隔、2の(4)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ 農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、当該設備等の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備等の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(3) 下部の農地における営農

ア イ以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み (A/B×100 (%))	地域の平均的な単収の根拠

イ 荒廃農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

(記載要領)

- ・ 荒廃農地を再生利用する場合はイを、それ以外の場合はアを記載してください。
- ・ 「単収見込み」は、2の(2)の「第1年目」の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。なお、地域の平均的な単収が存在しない作物を生産する場合には、自然条件に類似性のある他地域の平均的な単収を記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。
- ・ 「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

(別紙様式例第2号)

営農型発電設備の改築に係る報告

平成____年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者) 印

平成____年 月 日付け 第____号で農地法第____条第1項の許可を受けた営農型発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1 (略)
- 2 改築計画
 - (1) (略)
 - (2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 平成 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 平成 年 月 日

3・4 (略)

(別紙様式例第2号)

営農型発電設備の改築に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者) (削る。)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた営農型発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 (略)

2 改築計画

(1) (略)

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 年 月 日

3・4 (略)

(別紙様式例第3号)

営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告

平成 年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者) 印

平成 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けた営農型
発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型発電設備を平成 年 月 日までに撤去すると
ともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

(別紙様式例第 3 号)

営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者) (削る。)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けた営農型発電
設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型発電設備を 年 月 日までに撤去するとともに、
撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

(別紙様式例第 4 号)

営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告

平成_____年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 印

平成_____年 月 日付け 第_____号で農地法第_____条第1項の許可を受けた農地に
係る営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況について、下記のとおり報
告します。

記

1・2 (略)

3 営農型発電設備の下部の農地における単収等
(新設)

作付作物	作付面積 (㎡)	単収 (kg/10 a)	地域の平均的な単 収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度 等)	遮光率	備 考

(新設)

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見（具体的に記載してください。）

確認年月日 平成 年 月 日

知見を有する者 所属
役職・氏名
連絡先

(留意事項)

1 (略)

2 営農型発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください。

3 (略)

(記載要領)

1・2 (略)

3 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「単収」欄は、許可に係る営農型発電設備の下部の農地の単収を記載してください（作付面積全体の単収ではありません。）。また、出荷した場合には、出荷量を証する書面の写しを添付してください。

4 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。

なお、地域において比較する農地がない場合は、許可申請書に添付した「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」に記載した「地域の平均的な単収」を記載してください。

(新設)

5 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型発電設備を設置していない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。

6 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「遮光率」欄について、営農型発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。

7・8 (略)

(別紙様式例第4号)

営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (削る。)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた農地に係る
営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況について、下記のとおり報告します。

記

1・2 (略)

3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況
ア イ以外の場合

作付作物	作付面積	単収	地域の平均的な単収	品質	遮光率	備考
------	------	----	-----------	----	-----	----

	(㎡)	(kg/10a)	(kg/10a)	(等級、糖度等)		

イ 荒廃農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (㎡)	農地の利用の程度	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備考

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見（具体的に記載してください。）

確認年月日 年 月 日

知見を有する者 所属
 役職・氏名
 連絡先

(留意事項)

- 1 (略)
- 2 営農型発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください（荒廃農地を再生利用した場合を除く。）。
- 3 (略)

(記載要領)

- 1・2 (略)

3 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のアの「単収」欄は、許可に係る営農型発電設備の下部の農地の単収を記載してください（作付面積全体の単収ではありません。）。また、出荷した場合には、出荷量を証する書面の写しを添付してください。

4 「3 営農型発電設備の下部の農地における農産物の生産に係る状況」のアの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。

なお、地域において比較する農地がない場合は、許可申請書に添付した「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」に記載した「地域の平均的な単収」を記載してください。

5 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のイの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。

6 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型発電設備を設置していない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。

7 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のア及びイの「遮光率」欄について、営農型発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。

8・9 (略)

(別紙様式例第5号) 営農型発電設備の設置に関する情報

No	都道府県名	市町村名	適用条項 (4条・5条)	農地区分	個人・法人の別	許可年月			設備の概要					下部農地における営農の状況(1年目、2年目、・・・)				
						当初許可	許可期間	再許可 (有:○、無:×)	許可前に 荒廃農地 (該当:○)	タイプ (屋根or一本足)	設備の下部の 農地面積	パネルの面積	支柱の高さ	作付作物	作付面積	単収 (kg/10a)	地域の平均的な 単収(kg/10a)	品質 (等級、糖度等)
1																		
2																		
3																		
4																		

(別紙様式例第5号) 営農型発電設備の設置に関する情報

No	都道府県名	市町村名	適用条項 (4条・5条)	農地区分	個人・法人の別	許可年月			設備の概要					下部農地における営農の状況(1年目、2年目、・・・)						
						当初許可	許可期間	再許可 (有:○、無:×)	許可前に 荒廃農地 (該当:○)	タイプ (屋根or一本足)	設備の下部の 農地面積	パネルの面積	支柱の高さ	作付作物	作付面積	荒廃農地を再生利用した場合以外の場合			荒廃農地を再生利用した場合	
																単収 (kg/10a)	地域の平均的な 単収(kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	農地の利用 の程度	品質 (等級、糖度等)
1																				
2																				
3																				
4																				